平成２６年（フ）第７９７号
東京都府中市西原町３丁目25番地の６
破産者　松本　隆一
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７０２号
神奈川県海老名市本郷4664番地３
破産者　有限会社清水商会
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７３号
神奈川県藤沢市本鵠沼３丁目11番16号
破産者　有限会社奥田商会
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６号
福井県鯖江市冬島町第２号７番地１
破産者　株式会社アミー
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
岐阜県可児市禅台寺６丁目71番地２
破産者　株式会社ＳＨＩＮＫＯ
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３３号
三重県北牟婁郡紀北町海山区白浦134番地１
破産者　兵後和歌子
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２５４号
岡山市北区大元２丁目３番７号レジデンス藤沢105号
破産者　佐藤三千子
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１号
山口県下松市大字末武下529番地
破産者　株式会社ホワイトパック
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２８号
山口県宇部市草江４丁目７番15号
破産者　有限会社パティスリー・ラペ
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２９号
高知県高岡郡檮原町坪野田161番地
破産者　有限会社川上建設
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３３号
長崎県島原市萩が丘１丁目5542番地
破産者　大徳パッケージこと　徳永　敬一
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１８５５号
札幌市東区北丘珠３条２丁目６番18号
破産者　工藤　三雄
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６号
北海道岩見沢市日の出台９丁目６番６号　レオパレスシャルマンⅢ102、前住所北海道深川市深川町字メム５号線山３線5491番地・秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番地174　県営南ケ丘住宅25―103
破産者　根本　大輔
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３２号
秋田県男鹿市脇本脇本字脇本17番地
破産者　大関　　学
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３号
山形県酒田市升田字野向24番地、前住所山形県酒田市こがね町１丁目21番地の１　県営こがねアパート１号棟145号
破産者　村上　　惇
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第５９号
山形県飽海郡遊佐町藤崎字下モ山57番地、前住所山形県飽海郡遊佐町白井新田字二本松流24番地の１
破産者　佐藤　美津
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第８２号
茨城県日立市末広町５丁目２番31―２号
破産者　小河原將安
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２７２号
群馬県前橋市鶴が谷町19番地８、前住所群馬県前橋市元総社町１丁目28番地９　エスポワール102号
破産者　後藤　直彦
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６９７号
さいたま市浦和区神明２丁目15番３号108
破産者　山本　一人
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９２７号
埼玉県戸田市美女木２―32―13　ユニキューブ美女木３号棟、住民票上の住所埼玉県戸田市美女木２丁目31番地の２　グランシティ戸田201号室
破産者　上中　牧子
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係